

厚生労働省における過労死等の 防止対策の実施状況 — 平成30年度の主な取組 —

厚生労働省

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の見直し

見直しのための検討・議論の経過

(1) 過労死等防止対策推進協議会における議論

平成29年10月26日・第9回協議会から計4回の議論を重ねて、平成30年5月31日・第12回協議会において大綱の見直し（案）をとりまとめ

(2) パブリックコメントの実施

平成30年6月15日から1ヶ月間、大綱の改定案に関するパブリックコメント実施

⇒ 意見総数 209件

- ・ 調査研究の基礎データの取り方について客観性と専門性を担保するよう取り組むことを追記する等、所要の修正を行った上で、結果を公表（平成30年7月24日）

○大綱の変更を閣議決定・公表（平成30年7月24日）

○閣議決定と同日付け、自治体等関係機関へ通知

- ・ 都道府県労働局長、都道府県知事、指定都市市長
- ・ 都道府県・指定都市人事委員会事務局長
- ・ 都道府県・指定都市教育委員会

○労使団体等の協力を得て、セミナー等で周知

そのほか、HP等にも掲載し周知

| 新たな「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の概要 | |
|---|---|
| 第1 はじめに 1 これまでの取組 2 現状と課題 | 第4 国が取り組む重点対策 1 労働行政機関等における対策 (1)長時間労働の削減に向けた取組の徹底 (2)過重労働による健康障害の防止対策 (2)メンタルヘルス対策・ハラスメント対策 等 2 調査研究等 (労働運動従事者、教職員、IT産業、外資産業、医療、建設業、メディア業界を重点業種・業種として実施) 3 啓発 (1)国民に向けた周知・啓発の実施 (2)大学・高等学校等における労働条件に関する啓発の実施 (3)長時間労働の削減のための周知・啓発の実施 (4)過重労働による健康障害の防止に関する周知・啓発の実施 (5)勤務間インターバル制度の推進 (6)働き方の見直しに向けた企業への働きかけの実施及び年次有給休暇の取得促進 (7)メンタルヘルス対策に関する周知・啓発の実施 (8)職場のハラスメントの予防・解決のための周知・啓発の実施 (9)容働性・勤務環境等を踏まえた取組の推進 (上記重点業種・業種に加え、宿泊業等について取組を記載) (10)若年労働者、高年労働者等、障害者である労働者等への取組の推進 (11)公務員に対する周知・啓発等の実施 等 4 相談体制の整備等 5 民間団体の活動に対する支援 |
| 第2 過労死等の防止のための対策の基本的考え方 1 調査研究等の基本的考え方 2 啓発の基本的考え方 3 相談体制の整備等の基本的考え方 4 民間団体の活動に対する支援の基本的考え方 | 第5 国以外の主体が取り組む重点対策 |
| 第3 過労死等防止対策の数値目標 以下の数値目標を設定 1 過労勤務時間30時間以上の雇用者の割合を5%以下 ※特に長時間労働が懸念される過労勤務時間49時間以上の雇用者の労働時間の実情を踏まえつつ、この目標の達成に向けた取組を推進 2 勤務間インターバル制度について ・勤務間インターバル制度を知らなかった企業割合を20%未満 ・勤務間インターバル制度を導入している企業割合を10%以上 3 年次有給休暇の取得率を70%以上 ※特に、年次有給休暇の取得日数が10日の者の解消に向けた取組を推進 4 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上 5 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、相談先がある労働者の割合を90%以上 6 ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を90%以上 | 第6 推進上の留意事項 |

※下線部分は新たに追加したもの。

11月の過労死等防止啓発月間における取組事項①

1. 国民への周知・啓発

(1) 過労死等防止対策推進シンポジウム

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、11月を中心に47都道府県で計48回開催

【専用HP】 <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

(2) ポスター掲示、パンフレット・リーフレットの配布、新聞広告やWEB広告の掲載

過労死をゼロにし、健康で充実して働けることのできる社会へ

STOP!
過労死

過労死の実現のために

- ☑ 週の労働時間が60時間を超えていませんか？
- ☑ 勤務時間インターバル制度をご存知ですか？
- ☑ 年次有給休暇の取得はきちんとできていますか？
- ☑ 自身のメンタルヘルスケアに取り組んでいますか？
- ☑ 仕事上の不安や悩みは相談先がありますか？
- ☑ ストレスチェックの結果を確認していますか？

労働者の方々が相談しやすい環境づくりが必要です。

労働者の方々が相談しやすい環境づくりが必要です。

心身の不調に気づいたら、周囲の人や専門家に相談を。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

厚生労働省 人事院 内閣官房内閣人事局 総務省 文部科学省

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

| | 開催日 | 会場 | | 開催日 | 会場 |
|-----|--------|------------------|-----|--------|----------------------|
| 北海道 | 11月22日 | ホテルポールスター札幌 | 三重 | 11月13日 | 三重県教育文化会館 |
| 青森 | 11月21日 | ハートピアローフク | 滋賀 | 11月14日 | ピアザ淡海 |
| 岩手 | 11月22日 | 岩手教育会館 | 京都 | 11月10日 | TKP京都四条烏丸カンファレンスセンター |
| 宮城 | 11月13日 | エル・パーク仙台 | 大阪 | 11月30日 | コングレコンベンションセンター |
| 秋田 | 12月7日 | 秋田市にぎわい交流館AU | 兵庫 | 11月22日 | 神戸市産業振興センター |
| 山形 | 11月20日 | 大手門パルズ | 奈良 | 11月16日 | ホテル リガーレ春日野 |
| 福島 | 11月27日 | コラッセふくしま | 和歌山 | 11月29日 | 和歌山ビッグ愛 |
| 茨城 | 11月25日 | つくば国際会議場 | 鳥取 | 11月19日 | とりぎん文化会館 |
| 栃木 | 11月2日 | 栃木県青年会館コンセーレ | 島根 | 11月28日 | 島根県芸術文化センター グラントワ |
| 群馬 | 11月30日 | 群馬県公社総合ビル | 岡山 | 11月9日 | 岡山国際交流センター |
| 埼玉 | 11月22日 | さいたま市民会館うらわ | 広島 | 11月30日 | 広島YMCA国際文化センター |
| 千葉 | 11月28日 | 千葉市男女共同参画センター | 山口 | 11月27日 | 山口市民会館 |
| 東京 | 11月6日 | イイノホール | 徳島 | 11月17日 | とくぎんトモニプラザ |
| | 11月14日 | 町田市文化交流センター | 香川 | 11月20日 | サンポートホール高松 |
| 神奈川 | 11月1日 | 日石横浜ホール | 愛媛 | 11月13日 | 愛媛大学グリーンホール |
| 新潟 | 11月10日 | 駅まえオフィス貸会議室 | 高知 | 12月1日 | 高知城ホール |
| 富山 | 11月27日 | ボルファートとやま | 福岡 | 12月6日 | TKP小倉シティセンター |
| 石川 | 11月15日 | 石川県地場産業振興センター | 佐賀 | 11月7日 | 佐賀市文化交流プラザ交流センター |
| 福井 | 11月11日 | 福井まちなか文化施設 響のホール | 長崎 | 11月23日 | 長崎県建設総合会館 |
| 山梨 | 11月29日 | ベルクラシック甲府 | 熊本 | 12月2日 | 水前寺共済会館グレースシア |
| 長野 | 11月27日 | JA長野県ビル | 大分 | 11月2日 | 全労済ソレイユ |
| 岐阜 | 11月14日 | 岐阜県図書館 | 宮崎 | 11月20日 | 宮日会館 |
| 静岡 | 11月2日 | パルシェ貸会議室 | 鹿児島 | 12月1日 | かごしま県民交流センター |
| 愛知 | 11月20日 | 名古屋国際センター | 沖縄 | 12月4日 | 沖縄産業支援センター |

11月の過労死等防止啓発月間における取組事項②

2. 過重労働解消キャンペーン

《過重労働解消キャンペーン特設ページ》

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

- (1) 使用者団体や労働組合に対し、厚生労働大臣名による協力要請
長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、厚生労働大臣名による協力要請を行い、労使の主体的な取組を促進
- (2) 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問
都道府県労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例をホームページなどを通じて地域に紹介
- (3) 重点監督の実施
長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等や若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する重点的な監督指導の実施
- (4) 無料の電話相談の実施
「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応

実施日時 : 平成30年11月4日（日）9:00～17:00
フリーダイヤル : 0120-794(なくしましょう)-713(長い残業)
相談件数 : 501件（速報値）

- (5) 過重労働解消のためのセミナーを開催
企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、9月から11月を中心に全国で計64回、「過重労働解消のためのセミナー」（参加無料）を実施
【専用HP】 <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

労働基準監督行政における長時間労働削減対策の取組状況

1. 長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底

- 【平成27年1月～平成28年3月】月100時間超の残業が行われているすべての事業場等に対する監督指導
- 【平成28年4月～】月100時間超から月80時間超へ監督対象を拡大
(平成28年度：23,915事業場に重点監督、15,790事業場(66.0%)に是正指導(違法な時間外労働：10,272事業場(43.0%))
(平成29年度：25,676事業場に重点監督、18,061事業場(70.3%)に是正指導(違法な時間外労働：11,592事業場(45.1%))

2. 過重労働解消キャンペーンの重点監督

- 【平成30年11月】過重労働解消キャンペーン期間中に重点監督(平成29年11月は7,635事業場に重点監督、5,029事業場(65.9%)に是正指導)

3. 監督指導・捜査体制の強化

- 【平成27年4月～】過重労働事案に対する特別チーム「過重労働撲滅特別対策班」(かとく)の新設
→ 東京労働局・大阪労働局に設置(これまで、全国展開する7企業について書類送検を実施)
- 【平成28年4月～】本省に「過重労働撲滅特別対策班」を新設。47局において、「過重労働特別監督監理官」を新たに任命
→ 本省に対策班を設けて広域捜査の指導調整、労働局において長時間労働に関する監督指導等を専門とする担当官を任命
- 【平成29年4月～】本省に「過重労働特別対策室」を新設
→ 上記「過重労働撲滅特別対策班」を再編し、省令組織として新設
- 【平成30年4月～】全ての労働基準監督署に働き方改革の推進に向けた特別チーム「労働時間改善指導・援助チーム」を編成
→ 全ての労働基準監督署において、労働時間に関する法制度の周知及び指導を集中的に行うための特別チームを編成

4. 新ガイドラインによる労働時間把握の徹底

- 【平成29年1月～】使用者向けの新たなガイドラインとして「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を策定

5. 企業名公表制度の創設・強化

- 【平成27年5月～】社会的に影響力の大きい企業が「違法な長時間労働」(月残業100時間超等)を複数の事業場で行っている場合に企業名を公表
- 【平成29年1月～】過労死等事案を追加するとともに、「違法な長時間労働」を月残業100時間超から月80時間超とするなどの要件の拡大
(公表事案：一般貨物自動車運送業(本社：愛知)(平成29年9月))

6. 情報の提供・収集体制の強化

- 【平成26年9月～】労働条件に関する電話相談窓口「労働条件相談ほっとライン」を設置
→ 開設時間：平日17時～22時、土・日曜9時～21時、相談：45,545件(平成29年度)
- 【平成27年7月～】インターネットによる「労働条件に係る違法の疑いのある事業場情報」監視を実施
→ インターネット上の求人情報等を監視・収集し、労働基準監督署による監督指導等に活用 通報：746件のうち426件に監督指導(平成29年度)

7. 取引の在り方や業界慣行に踏み込んだ取組等

- 【平成28年6月～】中小企業庁・公正取引委員会への通報制度の拡充
→ 長時間労働の背景として親事業者の下請法等の違反が疑われる場合に、中小企業庁・公正取引委員会に通報

「調査研究等①」 総合的な労働安全衛生研究 (労災疾病臨床研究：労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター)

1 労災認定事案等の分析

労災認定事案等について、全国の労働局や労働基準監督署から、調査復命書を収集し、分析を実施。
平成29年度までは、22年1月から27年3月までの事案を分析していたが、30年度より、27年度以降の事案を収集し、解析対象を拡充。
(平成30年度の主な実施事項)
新たな大綱により重点業種・職種に追加された建設業及びメディア業界の分析を実施。
⇒ 平成31年度に結果を公表予定

2 疫学研究

(1) 職域コホート研究

過労死等の実態解明を進めるため、労働時間、仕事のストレス、睡眠時間等の要因と健診結果等との関連を長期間（10年程度）かけて調査し、どのような要因が過労死等のリスク要因として影響が強いのかを調査。

(2) 職場環境改善に向けた介入研究

過労死等を防止する有効な対策を把握するため、職場の環境を改善するための取組を実施し、その効果を疲労度やストレス度などの継続的な測定により検証。

3 実験研究

過労死等の防止のためのより有効な健康管理の在り方を検証するため、長時間労働と循環器負担のメカニズムの解明などをテーマに実験的な手法により研究。

◀調査研究等②▶労働・社会分野の調査・分析

(平成30年度事業委託先 みずほ情報総研(株))

検討委員会の設置・運営

(委員)

今野 浩一郎 (学習院大学名誉教授)

黒田 祥子 (早稲田大学教育学部教授)

酒井 一博 ((公社)大原記念労働科学研究所長)

黒田 兼一 (明治大学経営学部教授)(予定)

山崎 喜比古 (日本福祉大学社会福祉学部大学院特任教授)

野村 浩子 (淑徳大学人文学部教授)

甲田 茂樹 ((独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 所長代理)

調査・分析の内容

重点業種へのアンケート調査

(1) 対象業種

ア 建設業

➢ 対象数 ①企業調査：約4,000社、②労働者調査：約4万人(一人親方含む)

➢ 調査方法 郵送調査

イ メディア業界

➢ 対象数 ①企業調査：約4,000社、②労働者調査：約4万人(フリーランス含む)

➢ 調査方法 Web調査

(2) 調査項目(上記(1)ア、イともに)

①企業調査：労働時間制度・実態、休暇取得状況、過重労働防止のための取組状況、休職・退職の状況等

②労働者調査：労働時間の実態、休暇取得状況、過重労働・メンタルヘルス対策の取組状況、ストレスの状況、生活時間の状況等

(3) 調査実施時期 平成30年10月～11月実施中 ⇒ 平成31年度に結果を公表予定

「啓発」大学・高等学校等の学生等への労働関係法令等に関する啓発の実施

・過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業

過労死等の労働問題や労働条件の改善等について理解が深まるよう啓発するため、労働問題に関する有識者及び過労死された方の遺族を講師として大学・高等学校等に派遣。

平成29年度実績：120回

平成30年度：申込受理191回（10/26付けで平成30年度分受付終了）

4月～9月実績

実施回数：51回（ビデオ授業含む。昨年度同時期38回）

受講者数：約4,900人（昨年度同時期約3,300人）

講師人数：有識者 48人（延べ人数）

ご遺族 36人（延べ人数）

この、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

平成30年度 厚生労働省委託事業
(学校への講師派遣支援事業)

中学校、高等学校、
専修学校および大学、
短期大学の
生徒・学生向け
費用無料

労働問題・ 労働条件に関する 啓発授業

これから社会に出て行く生徒・学生が
労働問題や労働条件の改善等について理解を深め、
自分を守るための知識をつけられるよう、
労働問題に関する有識者及び
過労死で亡くなられた方のご遺族を講師として
学校に派遣し、授業を行います。(無料)

- 実施期間 平成31年3月中旬までの間
※貴校のご希望と講師スケジュールを調整の上、実施日を決定します。
- 実施場所 貴校内、または貴校の指定した会場
- 実施時間・授業内容 貴校のご要望に応じて決定します。
※1クラスから全校生まで、人数・学年・クラス数は問いません。

「啓発」年次有給休暇の取得促進

- (1) 時季を捉えた年次有給休暇の取得促進
10月を「年次有給休暇取得促進期間」に加え、夏季、
年末年始等に、集中的な広報を実施
- (2) 地方自治体との協働による地域レベルでの年次有給
休暇の取得促進

| | |
|--------|---------------------------|
| 北海道旭川市 | 「旭川夏祭り」(8月)等に合わせた取組 |
| 青森県弘前市 | 「弘前ねぶたま祭り」(8月)等に合わせた取組 |
| 埼玉県熊谷市 | 「熊谷うちわ祭り」(7月)等に合わせた取組 |
| 静岡県静岡市 | 「大道芸ワールドカップ」(11月)等に合わせた取組 |
| 大分県大分市 | 「大分七夕まつり」(8月)等に合わせた取組 |

「啓発」商慣行・勤務環境等も踏まえた取組（その1）

自動車運送業への取組

・自動車運送業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議

「働き方改革実行計画」を受けて、自動車運送事業の長時間労働是正のための環境整備を目的とした省庁横断的な検討を行うために、平成29年6月29日に設置。8月28日に開催した第2回会議において、「直ちに取組む施策」を策定。平成30年5月30日に開催した第4回会議において、「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」を策定。

・トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会及びトラック運送業の生産性向上協議会

トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、取引環境改善及び長時間労働抑制を実現するための環境整備を図ることを目的とし、中央協議会と47都道府県に地方協議会を設置し、長時間労働是正のためのパイロット事業を実施。

平成30年11月6日に、パイロット事業の成果を踏まえ、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」を策定し公表。

建設業への取組

・建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議

「働き方改革実行計画」を踏まえ、時間外労働規制の適用に向けて、発注者を含めた関係者による協議の下、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進などによる休日確保等に関する取組を推進するため、平成29年6月29日に設置。8月28日に開催した第2回会議において策定された「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」について、平成30年7月に改訂し、民間発注者も含め公共工事の発注部局や、民間企業の団体等に対して周知を実施。

・建設業の働き方改革に関する協議会

官民一丸となって、長時間労働の是正や週休2日の確保に向けた取組を強力に推進していくため、建設業団体、主要な民間の発注団体及び労働組合等を構成員とし、平成29年7月28日に設置。ガイドラインの策定等、今後の建設業の働き方改革に関する取組について議論を行った。

情報通信技術者の労働条件を向上させる取組

・業界団体等と連携したIT業界の長時間労働対策事業

平成29年度は検討委員会の設置、IT企業への個別訪問による実態調査、プロジェクト毎のアンケートを通じた実態調査、企業向けセミナーの開催、働き方・休み方改善ハンドブックの改訂等を実施。平成30年度にはIT企業への個別訪問によるコンサルティングを実施。

医師の働き方改革に関する検討

働き方改革実行計画において、医師についても時間外労働規制の対象とするが、医師法に基づく応召義務等の特殊性を踏まえた対応が必要であることから、改正法の施行期日の5年後を目途に規制を適用することとし、具体的には、医療界の参加の下で検討の場を設け、2年後を目途に規制の具体的な在り方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得るとされた。これを踏まえ、平成29年8月より「医師の働き方改革に関する検討会」を定期的で開催し、平成30年2月に「中間的な論点整理」と「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」をとりまとめ、周知を実施。平成30年度末を目処に最終報告をとりまとめるべく検討を進めている。

医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組（医療関係部局と連携して実施）

国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、長時間労働など厳しい勤務環境におかれている医療従事者の勤務環境の整備が喫緊の課題であることから、労務管理支援など、医療機関の勤務環境改善に向けた主体的な取組に対する支援の充実を図ることにより、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた取組につなげる。

1. 医療機関に対する相談支援の実施

- 各都道府県の「医療勤務環境改善支援センター」へ、医業分野アドバイザーや医療労務管理アドバイザーを配置し、医療機関の勤務環境改善の取組に対する支援を実施（支援センターは平成28年度全都道府県に設置済）。

2. 勤務環境改善に向けた調査研究

- 医療機関における労働実態（時間外労働、夜勤、連続勤務等）及び勤務環境改善マネジメントシステム※の実施状況並びに支援センターにおける活動状況の把握・分析を行い、更なる推進方策の検討（医療機関及び支援センターの取組に関する数値目標や評価方法等の検討を含む）を行う。

※ 勤務環境改善マネジメントシステム＝医療機関PDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を行う仕組み

3. 「勤務環境改善マネジメントシステム」の普及促進

- 全国各地でセミナーを開催。
- 勤務環境改善マネジメントシステムに関するリーフレット等を関係機関に配布。

4. 医療分野の「雇用の質」データベースサイトの運営

- 勤務環境改善に関する好事例等、医療機関が自主的に勤務環境の改善に取り組む際に活用できるデータベースサイトを継続運営。

「民間団体の活動に対する支援」

過労死遺児交流会の開催

過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベント等を通して心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う交流会を開催。

＜開催日＞平成30年8月5日（日）

＜場 所＞滋賀県

| 時間 | 保護者プログラム | | 子どもプログラム | | |
|----------------|--|---------|--------------|------------------------------------|----------------|
| | 09:30 11:30 | グループトーク | 個別相談会 | 釣竿を制作し、釣り体験 はんだごてを使用してミニイカダ制作体験 | 琵琶湖にて水上スポーツ体験 |
| 12:00 13:00 | 琵琶湖グランドホテルにて食事 | | | | |
| 13:30 16:00 | 講義、テーマ別トーク | 個別相談会 | トレッキング、沢遊び体験 | 琵琶湖にて低年齢層向け水上アクティビティ体験 | オリジナルキャンドル製作体験 |
| 17:00 18:30 | 班ごとに分かれてのBBQ体験（材料切り、火を焚く、調理等を体験）、スイカ割り | | | | |

